

福岡県公報

平成十九年十二月二十八日
第二千七百六十八号
増刊 ①

目次

福岡県部制条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
福岡県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	(人事課)	五
福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一一
福岡県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	一一
福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例	(人事課)	一一
福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一九
福岡県土地開発基金条例及び福岡県市町村振興基金条例の一部を改正する条例	(人事課)	二二
正する条例	(管財課)	二二
福岡県安全・安心まちづくり条例	(消防防安全課)	二三
福岡県食肉衛生検査所設置条例等の一部を改正する条例(保健福祉課)	(保健福祉課)	二五
福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	二六
福岡県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	(自然環境課)	二八
福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市管理課)	二八
福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例	(教育庁財務課)	二九
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に		

公布された条例のあらまし

福岡県部制条例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	三五
1 少子高齢化や地方分権の進展など、県を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域振興、県民生活の支援及び第一次産業の振興などの諸問題に対して、県の役割を的確に果たすため、総務部及び企画振興部を再編し、総務部及び企画・地域振興部とし、保健福祉部及び生活労働部を再編し、新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部とし、農政部及び水産林務部を統合し、農林水産部とし、土木部を県土整備部に改めるとともに、分掌事務の明確化を図ることとした。	(総務部人事課)	二九
2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。		
福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(教育庁企画調整課)	三〇
1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十九年十月二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県職員の給料月額並びに扶養手当、地域手当及び勤勉手当の額の改定等を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。	(教育庁教職員課)	三〇
2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条、第四条及び附則第六条(一部の規定を除く。)の規定は、平成二十年四月一日から施行することとした。	(警察本部警務課)	三五
二 所要の経過措置等を設けることとした。		
福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	
1 社会経済情勢の変化に伴い、県内旅行に係る旅行雑費の定額支給及び外国旅行に係		

る支度料を廃止することとした。

2 一 この条例は、平成二十年一月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、育児短時間勤務制度に係る規定の整備等を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する条例第八条の規定は、平成十九年八月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例

(総務部人事課)

1 地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、自己啓発等のための休業に関し必要な事項を条例で定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 福岡県職員定数条例等の一部を改正することとした。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 久留米市が地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市となること等に伴い、同法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県土地開発基金条例及び福岡県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

(総務部管財課)

1 社会経済情勢の変化に伴い、福岡県土地開発基金及び福岡県市町村振興基金に属する資金を有効に活用するため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県安全・安心まちづくり条例

(総務部消防防災安全課)

1 近年の本県における犯罪の発生状況にかんがみ、県民が生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりに関して基本理念を定め、県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを総合的に推進し、もって安全で安心な県民生活を実現することとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県食肉衛生検査所設置条例等の一部を改正する条例

(保健福祉部保健福祉課)

1 久留米市が地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市となることに伴い、福岡県食肉衛生検査所設置条例等の規定を整理することとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養共済事業の保険料等が改正されたことに伴い、福岡県心身障害者扶養共済制度に係る掛金並びに弔慰金及び脱退一時金の支給額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令の制定の趣旨にのっとり、仲裁制度の利用促進を図るため、仲裁申請手数料の額の控除に係る規定を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 福岡県領収証紙条例の一部を改正することとした。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市管理課)

1 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の制定による

建築基準法の一部改正に伴い、用途地域の指定のない区域における建築物に係る許可申請手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

1 県立高等学校及び県立中等教育学校の後期過程の授業料並びに県立高等学校通信教育受講料の額の適正化を図るため、これらの額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(教育庁企画調整課)

1 学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴い、地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の規定を整理することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十九年十月二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県公立学校職員の給料月額並びに扶養手当、地域手当及び勤勉手当の額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十九年十月二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県警察職員の給料月額並びに扶養手当、地域手当及び勤勉手当の

額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

条 例

福岡県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第六十三号

福岡県部制条例の一部を改正する条例

福岡県部制条例(昭和三十二年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第一条中 「企画・地域振興部」を「企画振興部」に改め、「生活労働部」を削り、保健福祉部」を「保健医療介護部」に改め、福祉労働部」を削り、

農政部 「農林水産部」に改める。

水産林務部 を 「農林水産部」に改める。

土木部 「県土整備部」に改める。

第三条中

「総務部」

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

五 広報その他他の主管に属しない事項

企画振興部

一 県政の総合企画、調査及び連絡調整に関する事項 を

二 地域の開発及び振興に関する事項

三 統計に関する事項

保健福祉部

一 保健衛生に関する事項

二 社会福祉に関する事項

三 社会保障に関する事項

「総務部

一 職員に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

四 消防及び防災に関する事項

五 広報その他他部の主管に属しない事項

企画・地域振興部

一 県の総合企画、調査及び連絡調整に関する事項

二 地域の振興に関する事項

三 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

四 統計に関する事項

新社会推進部

一 県民の社会活動の推進に関する事項

二 県民文化及びスポーツに関する事項

三 青少年の健全育成、男女共同参画その他の県民生活に関する事項

四 国際交流に関する事項

保健医療介護部

一 保健衛生に関する事項

二 医療保険に関する事項

三 介護保険に関する事項

福祉労働部

一 社会福祉に関する事項

二 労働に関する事項

「生活労働部

一 県民文化、女性青少年対策その他の県民生活に関する事項

二 国際交流に関する事項

三 労働に関する事項

「商工部

一 商業及び工業に関する事項

二 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

農政部

一 農業に関する事項

二 農地関係の調整に関する事項

三 開拓及び入植に関する事項

四 農産物資の配給に関する事項

水産林務部

一 水産業に関する事項

二 林業に関する事項

土木部

一 道路及び河川に関する事項

二 港湾その他土木に関する事項

「商工部

一 商業及び工業に関する事項

二 計量及び高圧ガス等の保安に関する事項

農林水産部

一 農業に関する事項

二 林業に関する事項

三 水産業に関する事項

県土整備部

一 道路及び河川に関する事項

二 港湾その他県土整備に関する事項

附則

を削り、

を

に改め、

に改める。

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十四号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十三条第三項中「扶養親族である配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十四」を「百分の十四・五」に改める。

第二十二條第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五(管理職手当の支給を受ける職として指定された職(別表第四イの表五級の項第一号若しくは六級の項第二号に定める職又はこれらに相当する職として知事が別に定めるものを除く。))を占める職員(特定幹部職員を除く。))にあつては百分の七十二・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十二・五」に改める。

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500

218,800	280,200	328,800	192,200	251,600	294,200			
219,900	281,200	329,800	193,500	253,200	296,000	153,800	212,600	252,600
221,000	282,200	330,800				155,300	214,600	254,600
222,100	283,200	331,800	194,900	254,600	297,900	156,800	216,600	256,600
			196,200	256,000	299,600	158,300	218,600	258,600
223,000	284,200	332,700	197,500	257,400	301,300			
224,100	285,100	333,500	198,800	258,800	303,000	159,700	220,400	260,500
225,200	286,000	334,300				162,300	222,400	262,400
226,300	286,900	335,100	200,000	260,100	304,700	164,900	224,400	264,300
			201,300	261,500	306,400	167,500	226,400	266,200
			202,600	262,900	308,100			
			203,900	264,300	309,800	170,200	228,300	268,200
						171,900	230,200	270,100
			205,100	265,600	311,300	173,600	232,100	272,000
			206,300	266,900	312,900	175,300	234,000	273,900
			207,500	268,200	314,500			
			208,700	269,500	316,100	176,800	235,700	275,800
						178,600	237,300	277,700
			210,000	270,600	317,800	180,400	238,900	279,600
			211,100	271,900	319,400	182,200	240,500	281,500
			212,200	273,200	321,000			
			213,300	274,500	322,600	183,800	242,100	283,200
						185,300	243,700	285,100
			214,400	275,700	324,100	186,800	245,300	287,000
			215,500	276,800	325,300	188,300	246,900	288,900
			216,600	277,900	326,500			
			217,700	279,000	327,700	189,600	248,400	290,600
						190,900	250,000	292,400

別表第二イの表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000

215,600	275,700	324,100	187,300	244,000	285,100	148,500	205,400	243,400
216,600	276,800	325,300	188,800	245,500	287,000			
217,600	277,900	326,500	190,300	247,100	288,900	149,800	207,000	245,300
218,600	279,000	327,700				151,300	208,900	247,200
			191,600	248,400	290,600	152,800	210,800	249,000
			192,900	250,000	292,400	154,400	212,700	250,800
219,600	280,200	328,800	194,200	251,600	294,200			
220,600	281,200	329,800	195,500	253,200	296,000	155,700	214,600	252,600
221,600	282,200	330,800				157,200	216,500	254,600
222,600	283,200	331,800	196,900	254,600	297,900	158,700	218,400	256,600
			198,200	256,000	299,600	160,200	220,300	258,600
223,400	284,200	332,700	199,500	257,400	301,300			
224,400	285,100	333,500	200,800	258,800	303,000	161,600	222,000	260,500
225,400	286,000	334,300				164,300	223,900	262,400
226,500	286,900	335,100	202,000	260,100	304,700	166,900	225,800	264,300
			203,300	261,500	306,400	169,500	227,700	266,200
			204,600	262,900	308,100			
			205,900	264,300	309,800	172,200	229,500	268,200
						173,900	231,300	270,100
			207,100	265,600	311,300	175,600	233,100	272,000
			208,200	266,900	312,900	177,300	234,900	273,900
			209,300	268,200	314,500			
			210,400	269,500	316,100	178,800	236,500	275,800
						180,600	238,000	277,700
			211,600	270,600	317,800	182,400	239,500	279,600
			212,600	271,900	319,400	184,200	241,000	281,500
			213,600	273,200	321,000			
			214,600	274,500	322,600	185,800	242,500	283,200

に改める。

に改め、別表第二ロの表中

141,400	179,300	215,000	243,800	320,000	395,100	237,700	323,400	284,000	368,700
142,800	180,900	216,600	245,500			240,200	326,500	288,000	372,400
				323,600	397,500	242,700	329,600		
144,000	182,400	218,200	247,200	326,500	399,800	245,200	332,700	291,800	376,000
145,700	184,000	219,900	248,900	329,300	402,100			295,500	378,800
147,400	185,600	221,600	250,600	332,100	404,400	247,600	335,600	299,200	381,600
149,100	187,200	223,300	252,300			251,400	338,900	302,900	384,400
				335,000	406,800	255,200	342,200		
150,800	188,800	225,000	254,000	337,400	408,900	259,000	345,500	306,700	387,300
152,500	190,500	226,800	255,700	339,800	411,000			310,600	389,900
154,200	192,200	228,600	257,400	342,200	413,100	262,600	348,600	314,500	392,500
155,900	193,900	230,400	259,100			266,600	351,800	318,400	395,100
						270,600	355,000		
157,400	195,500	232,300	260,800			274,600	358,200	322,100	397,500
159,300	197,100	234,000	262,700					325,100	399,800
161,200	198,700	235,700	264,600			278,500	361,300	328,100	402,100
163,100	200,300	237,400	266,500			282,500	365,000	331,100	404,400
						286,500	368,700		
165,000	201,900	239,200	268,200			290,500	372,400	334,200	406,800
166,900	203,600	240,900	270,100					336,800	408,900
168,800	205,300	242,600	272,000			294,300	376,000	339,400	411,000
170,700	207,000	244,300	273,900			297,900	378,800	342,000	413,100
						301,500	381,600		
172,600	208,500	246,000	275,700			305,100	384,400		
174,100	210,100	247,700	277,600						
175,600	211,700	249,400	279,500			308,800	387,300		
177,100	213,300	251,100	281,400			312,600	389,900		
						316,300	392,500		

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
138,600	176,100
140,000	177,700
211,800	213,400
240,400	242,100

141,700	179,800	215,200	243,500	209,100	253,800	292,400	324,000	178,700	214,900	252,800	283,400
143,100	181,400	216,800	245,100					180,200	216,600	254,500	285,300
144,500	183,000	218,400	246,700	210,300	255,400	293,900	325,500	181,700	218,300	256,200	287,200
				211,400	256,800	295,500	326,800	183,200	220,000	257,900	289,100
145,700	184,500	220,000	248,300	212,500	258,200	297,100	328,100				
147,500	186,100	221,700	249,900	213,600	259,600	298,700	329,400	184,800	221,700	259,600	291,100
149,200	187,700	223,400	251,500					186,100	223,500	261,400	293,000
150,900	189,300	225,100	253,100	214,700	260,900	300,100	330,500	187,400	225,300	263,200	294,900
				215,800	262,300	301,600	331,600	188,700	227,100	265,000	296,800
152,600	190,900	226,800	254,700	216,900	263,700	303,100	332,700				
154,300	192,600	228,600	256,300	218,000	265,100	304,600	333,800	190,100	229,000	266,600	298,600
156,000	194,300	230,400	257,800					191,500	230,700	268,400	300,400
157,800	196,000	232,100	259,300	219,100	266,300	306,200	334,700	192,900	232,400	270,200	302,200
				220,100	267,600	307,600	335,700	194,300	234,100	272,000	304,000
159,300	197,600	233,900	260,800	221,100	268,900	309,000	336,700				
161,200	199,200	235,500	262,700	222,100	270,200	310,400	337,700	195,500	235,900	273,700	305,700
163,200	200,800	237,100	264,600					196,800	237,600	275,400	307,400
165,100	202,400	238,700	266,500	223,200	271,300	311,700	338,500	198,100	239,300	277,100	309,100
				224,300	272,600	313,000	339,200	199,400	241,000	278,800	310,800
167,000	204,000	240,300	268,200	225,400	273,900	314,300	339,900				
168,900	205,700	241,900	270,100	226,500	275,200	315,600	340,600	200,600	242,600	280,500	312,600
170,800	207,400	243,500	272,000					201,800	244,200	282,200	314,300
172,700	209,100	245,100	273,900					203,000	245,800	283,900	316,000
								204,200	247,400	285,600	317,700
174,600	210,600	246,700	275,700								
176,100	212,200	248,300	277,600					205,500	249,000	287,300	319,200
177,600	213,800	249,800	279,500					206,700	250,600	289,000	320,800
179,100	215,400	251,300	281,400					207,900	252,200	290,700	322,400

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900

二
八
の
表
中

				209,700	252,200	290,700	322,400				
				210,800	253,800	292,400	324,000	180,700	217,000	252,800	283,400
								182,200	218,600	254,500	285,300
				211,900	255,400	293,900	325,500	183,700	220,200	256,200	287,200
				212,900	256,800	295,500	326,800	185,200	221,800	257,900	289,100
				213,900	258,200	297,100	328,100				
				214,900	259,600	298,700	329,400	186,800	223,400	259,600	291,100
								188,100	225,100	261,400	293,000
				215,900	260,900	300,100	330,500	189,400	226,800	263,200	294,900
				216,900	262,300	301,600	331,600	190,700	228,500	265,000	296,800
				217,900	263,700	303,100	332,700				
				218,900	265,100	304,600	333,800	192,100	230,300	266,600	298,600
								193,500	231,900	268,400	300,400
				219,900	266,300	306,200	334,700	194,900	233,500	270,200	302,200
				220,800	267,600	307,600	335,700	196,300	235,100	272,000	304,000
				221,700	268,900	309,000	336,700				
				222,600	270,200	310,400	337,700	197,500	236,800	273,700	305,700
								198,800	238,400	275,400	307,400
				223,600	271,300	311,700	338,500	200,100	240,000	277,100	309,100
				224,600	272,600	313,000	339,200	201,400	241,600	278,800	310,800
				225,600	273,900	314,300	339,900				
				226,700	275,200	315,600	340,600	202,600	243,100	280,500	312,600
								203,800	244,600	282,200	314,300
								205,000	246,100	283,900	316,000
								206,200	247,600	285,600	317,700
								207,500	249,000	287,300	319,200
								208,600	250,600	289,000	320,800

に
改
め、
別
表
第

245,300	276,700	319,000	346,400	214,100	243,000	287,300	315,200	177,200	207,500	251,400	278,100
246,700	278,200	320,300	347,700					179,300	209,000	252,900	279,600
248,100	279,700	321,600	349,000	215,300	244,300	288,900	316,800	181,400	210,500	254,400	281,100
				216,700	245,700	290,500	318,300	183,500	212,000	255,900	282,600
249,400	281,300	322,900	350,200	218,100	247,100	292,100	319,800				
250,900	282,800	324,200	351,400	219,500	248,500	293,700	321,300	185,600	213,400	257,400	284,200
252,400	284,300	325,500	352,600					187,800	215,100	259,000	285,800
253,900	285,800	326,800	353,800	220,900	249,900	295,100	322,800	190,000	216,800	260,600	287,400

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100

222,400	251,400	296,600	324,300	192,200	218,500	262,200	289,000
223,900	252,900	298,100	325,800				
225,400	254,400	299,600	327,300	194,300	220,000	263,900	290,400
				195,600	221,700	265,500	292,200
226,700	255,900	301,000	328,600	196,900	223,400	267,100	294,000
228,200	257,500	302,400	330,000	198,200	225,100	268,700	295,800
229,700	259,100	303,800	331,400				
231,200	260,700	305,200	332,800	199,400	226,900	270,300	297,400
				200,700	228,400	271,900	299,100
232,600	262,400	306,700	334,300	202,000	229,900	273,500	300,800
234,000	264,000	308,100	335,700	203,300	231,400	275,100	302,500
235,400	265,600	309,500	337,100				
236,800	267,200	310,900	338,500	204,600	232,900	276,700	304,000
				205,900	234,400	278,200	305,600
238,300	268,800	312,300	339,700	207,200	235,900	279,700	307,200
239,700	270,400	313,700	341,100	208,500	237,400	281,200	308,800
241,100	272,000	315,100	342,500				
242,500	273,600	316,500	343,900	209,900	238,800	282,800	310,400
				211,300	240,200	284,300	312,000
243,900	275,200	317,700	345,100	212,700	241,600	285,800	313,600

に改める。

239,700	268,800	312,300	339,700	209,400	238,000	279,700	307,200				
241,000	270,400	313,700	341,100	210,700	239,400	281,200	308,800	171,200	203,900	247,700	271,700
242,300	272,000	315,100	342,500					173,200	205,400	249,000	273,300
243,600	273,600	316,500	343,900	212,100	240,700	282,800	310,400	175,200	206,900	250,300	274,900
				213,500	242,000	284,300	312,000	177,200	208,400	251,600	276,500
244,900	275,200	317,700	345,100	214,900	243,300	285,800	313,600				
246,200	276,700	319,000	346,400	216,300	244,600	287,300	315,200	179,400	209,800	252,800	278,100
247,500	278,200	320,300	347,700					181,500	211,300	254,200	279,600
248,800	279,700	321,600	349,000	217,500	245,800	288,900	316,800	183,600	212,800	255,600	281,100
				218,900	247,100	290,500	318,300	185,700	214,300	256,900	282,600
250,000	281,300	322,900	350,200	220,300	248,400	292,100	319,800				
251,300	282,800	324,200	351,400	221,700	249,700	293,700	321,300	187,800	215,700	258,200	284,200
252,700	284,300	325,500	352,600					190,000	217,400	259,600	285,800
254,100	285,800	326,800	353,800	223,100	251,000	295,100	322,800	192,200	219,100	261,000	287,400
				224,600	252,400	296,600	324,300	194,400	220,800	262,400	289,000
				226,100	253,800	298,100	325,800				
				227,600	255,200	299,600	327,300	196,500	222,300	263,900	290,400
								197,800	224,000	265,500	292,200
				228,900	256,600	301,000	328,600	199,100	225,700	267,100	294,000
				230,300	258,100	302,400	330,000	200,400	227,400	268,700	295,800
				231,700	259,500	303,800	331,400				
				233,100	260,900	305,200	332,800	201,600	229,200	270,300	297,400
								202,900	230,700	271,900	299,100
				234,400	262,400	306,700	334,300	204,200	232,200	273,500	300,800
				235,700	264,000	308,100	335,700	205,500	233,700	275,100	302,500
				237,000	265,600	309,500	337,100				
				238,300	267,200	310,900	338,500	206,800	235,200	276,700	304,000
								208,100	236,600	278,200	305,600

150,100	210,700	243,600	307,600	201,500	278,300			別表第三中
		245,100	308,700	203,400	280,300	157,300	220,300	
151,600	212,900	246,600	309,800			159,400	223,200	
153,500	215,300	248,100	310,900	205,400	282,100	161,500	226,100	
155,400	217,700			207,300	283,500	163,600	229,000	
157,400	220,100	249,700	312,100	209,200	284,900			
		251,200	313,200	211,100	286,300	165,800	231,700	
159,200	222,400	252,700	314,300			168,100	234,500	
161,300	225,300	254,200	315,400	213,000	287,500	170,400	237,300	
163,500	228,200			215,000	288,800	172,700	240,100	
165,600	231,100			217,000	290,100			
				219,000	291,400	174,800	243,000	
167,800	233,800					176,900	245,800	
170,200	236,600			220,800	292,800	179,000	248,600	
172,500	239,400			222,900	294,100	181,100	251,400	
174,800	242,200			225,000	295,400			
				227,100	296,700	183,100	254,300	
176,900	245,100					184,900	256,800	
179,000	247,800			229,000	297,900	186,700	259,300	
181,100	250,500			231,100	299,200	188,500	261,800	
183,200	253,200			233,200	300,500			
				235,300	301,800	190,300	264,100	
185,200	256,000					192,200	266,700	
187,000	258,400			237,300	302,900	194,100	269,300	
188,800	260,800			238,900	304,100	196,000	271,900	
190,600	263,200			240,500	305,300			
				242,100	306,500	197,700	274,300	
192,400	265,400					199,600	276,300	

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100
148,500	208,400

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000

に改める。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十四・五」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「百分の十二」を「百分の十三」に改め、同項第四号中「百分の四」を「百分の四・二五」に改め、同項第五号中「百分の二・七五」を「百分の三」に改める。

第十三条の二の二中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

第十八条中「八時間」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八時間に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)」を加える。

第二十二條第二項第一号中「百分の七十七・五(管理職手当の支給を受ける職として指定された職(別表第四イの表五級の項第一号若しくは六級の項第二号に定める職又はこれらに相当する職として知事が別に定めるものを除く。))を占める職員(特定幹部職員を除く。))にあつては百分の七十二・五、特定幹部職員にあつては百分の九十二・五」を「百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)」に改める。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「320,000」を「330,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県一般職の任期付職員に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び附則第六条(福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号。以下「調整額条例」といふ。))別表イの表一級の項及びハの表一級の項の改正規定を除く。()の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第一条の規定(福岡県職員の給与に関する条例(以下「県職員給与条例」といふ。))第二十二条第二項第一号の改正規定を除く。()による改正後の県職員給与条例の規定、第三条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」といふ。))第五条第二項の表の規定並びに附則第六条の規定による改正後の調整額条例別表イの表一級の項及びハの表一級の項の規定 平成十九年四月一日
- 二 第一条の規定による改正後の県職員給与条例第二十二条第二項第一号の規定及び第三条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定 平成十九年十一月一日

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

第二条 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日(次条において「施行日」といふ。))の前日までの間において、第一条の規定による改正前の県職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条の規定による改正後の県職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、第一条の規定による改正後の県職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第一条の規定による改正前の県職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条の規定による改正後の県職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 第一条の規定による改正後の県職員給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は附則第六条の規定による改正後の調整額条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の県職員給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は附則第六条の規定による改正前の調整額条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の県職員給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は附則第六条の規定による改正後の調整額条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(調整額条例の一部改正)

第六条 調整額条例の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「短時間勤務の職を占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

付則に次の一項を加える。

(給料の調整額の特例)

5 第二条の規定による給料の調整を受けていた職員の業務が地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号（第二百五十二条の二十二第一項又は第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する市に移管された場合において、同法第二百五十二条の十七の規定に基づき職員が当該市に派遣されて当該業務に従事するときは、当分の間、当該市を第二条の表中の勤務箇所とみなして、同条の規定を適用する。

別表イの表一級の項中「6,400円」を「6,500円」に改め、別表ハの表一級の項中「6,000円」を「6,100円」に改め。

福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十五号

福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「旅行命令権者は、」の下に「旅費の支給を伴つ」を加える。

第十九条を次のように改める。

（旅行雑費）

第十九条 旅行雑費の額は、県外を旅行した日一日につき千三百円とする。

2 旅行者が、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により通信連絡費等の費用で規則で定めるものを負担した日については、前項の規定にかかわらず、規則で定める実費に相当する額を旅行雑費として支給することができる。

第三十条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律第六条第十二項の規定による支度料は支給しない。

3 国家公務員等の旅費に関する法律第六条第十三項の規定による旅行雑費の額については、同法第三十九条の二の規定に定めるもののほか、規則で定める。

（福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の表中

食卓料（一夜につき）	三、三〇〇円	旅行雑費（一日につき）	県内旅行	一、〇〇〇円	県外旅行	一、三〇〇円
	三、〇〇〇円					

を

食卓料（一夜につき）	三、三〇〇円	旅行雑費	旅費条例第十九条に定める額
	三、〇〇〇円		

に

改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表において「その他の特別職」とは、知事及び副知事を除く特別職の職員のうち、第二条第十三号に掲げる者であつて報酬及び費用弁償が予算に定められた範囲内の額により支給されるもの以外の者をいう。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例及び第二条の規定による改正後の福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

福岡県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十六号

福岡県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「ほか、」の下に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したことを。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限り。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第五条第一号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第十二条を第二十六条とする。

第十一条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第五条」を「第十四条」に改め、同条を第二十五条とする。

第十条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条中「福岡県職員の給与に関する条例」を「県職員給与条例」に、「福岡県警察職員の給与に関する条例」を「警察職員給与条例」に、「福岡県公立学校職員の給与に関する条例」を「学校職員給与条例」に改め、同条を第二十四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(部分休業の承認)」を付し、

同条中「終り」を「終わり」に改め、「一日を通じて二時間(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条の規定による育児時間を承認されている職員については、二時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の様、通勤の状況等から必要とされる時間について、」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十三条とする。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を第四号とし、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十二号とする。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第七条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第九条とし、同条の次に次の十二号を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員

五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が二十四時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員(八に掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限る。) 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるようにし、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期

間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をするこ
とにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができ
ることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子
に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内
容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情)

第十五条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情
とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第十八
条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同
じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又
は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しな
ければならない。

(育児短時間勤務職員等についての県職員給与条例、警察職員給与条例、学校職員
給与条例、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び福岡県一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第十七条 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしてい
る職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)(の給料月額は、県職員給与条例
第六条及び第七条、警察職員給与条例第六条及び第七条、学校職員給与条例第六
条及び第八条、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡

県条例第七十六号)第五条並びに福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
(平成十四年福岡県条例第五十七号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定に
より定められる額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の
勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」とい
う。)を乗じて得た額とする。

2 育児短時間勤務職員等が、県職員給与条例第十五条第一項第一号、警察職員給与
条例第十四条第一項第一号又は学校職員給与条例第十五条第一項第一号に掲げる勤
務で勤務時間条例第九条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間
」という。)を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日におけ
る正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する県職員給与条
例第十五条第一項、警察職員給与条例第十四条第一項又は学校職員給与条例第十五
条第一項の規定の適用については、これらの規定中「正規の勤務時間を超えて勤務
した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十まで
の範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 育児短時間勤務職員等の県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条及
び学校職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、これらの規
定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げるもので除して得た額とする。

一 給料の月額、これに対する地域手当の月額並びに県職員給与条例第三条、警察
職員給与条例第三条及び学校職員給与条例第三条に規定する手当のうち人事委員
会規則で定める手当の額の合計額に十二を乗じて得た額

二 イに掲げるものから口に掲げるものを減じて得たもの

イ 一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもの

口 毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における勤務時間条例第十条
に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)(及び年末年始の休
日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)(の日数の合計に、八時間に算出率
を乗じて得たものを乗じて得たもの

4 育児短時間勤務職員等に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、こ
れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする
。

与条例」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出し中「任期付採用職員」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六条とする。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を第五項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)(の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)(の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)(に従い、任命権者が定める。

第三条第一項中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加

えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員については」を「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間については、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については」に改め、同条第三項中「(再任用短時間勤務職員にあっては、前条第二項の規定に基づき定める時間)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第三項又は第四項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第二項本文中「(再任用短時間勤務職員にあっては、八日以上)の週休日」を「週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上の週休日)」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「割合で週休日」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)」を加える。

第八条第一項中「再任用短時間勤務職員にあっては、第二条第二項」を「育児短時間勤務職員等にあつては第二条第二項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては第二条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては第二条第四項」に改める。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができず。

第十三条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「五日間」の下に「(当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)(の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。)(である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)(に従った週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。)(以外の日)」を加え、「勤務時間」の下に「(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間)」を加える。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の育児休業条例」という。)(第八条の規定は、平成十九年八月一日から適用する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

第二条 育児休業をした職員が平成十九年八月一日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、改正後の育児休業条例第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成十九年八月一日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一)」とする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(育児短時間勤務又は育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)

第九条 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与については、県職員の例によるものとする。

(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給与の取扱い)

第十条 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員(次項において「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員」という。)(には、第三条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は支給しない。

2 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与については、前項の規定によるほか、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された県職員の例によるものとする。

(福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例(昭和三十五年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第六条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十一号とし、第八条の次に次の二条を加える。

(育児短時間勤務又は育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)

第九条 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与については、県職員の例によるものとする。

(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給与の取扱い)

第十条 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員(次項において「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員」という。)には、第二条に規定する給与のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は支給しない。

2 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与については、前項の規定によるほか、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された県職員の例によるものとする。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「再任用職員」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員」を加える。

第十条第三項中「再任用職員」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員」を加える。

(福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第

八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第九条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項」に改め、同条第二項及び第三項並びに第三条第三項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

附則第十二条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附則第十六条第一項中「再任用職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員」を加える。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(育児短時間勤務職員等についての福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例の適用に関する読替え)

第十二条 改正後の育児休業条例第十七条第一項に規定する育児短時間勤務職員等についての福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員」と、「第二条第三項」とあるのは、「第二条第二項」とする。

(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の適用に関する読替え)

第十三条 改正後の育児休業条例第十五条第二号に規定する短時間勤務職員についての福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項の規定の適用については、同項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。）」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された職員」とする。

(調整規定)

第十四条 この条例及び福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福岡県条例第六十七号)に同一の条例についての改正規定がある場合においては、当該条例は、この条例によってまず改正され、次いで福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例によって改正されるものとする。

福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十七号

福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)(自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。))に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修(法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)(又は国際貢献活動(法第二十六条の五第一項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。))のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。)、同法第八十八条に規定する短期大学及び同法第二百二十四条に規定する専修学校

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第四十四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

三 前二号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

二 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程

の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。
（報告等）

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められる場合にあつては百分の百以下、それ以外の場合にあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第十一条 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）第七条の四第一項及び第十条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第七条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての福岡県職員の退職手当に関する条例第十条第

四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(福岡県職員定数条例の一部改正)

2 福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「休職中の職員」の下に「自己啓発等休業中の職員」を加える。

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

3 福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「休職中の職員」の下に「自己啓発等休業中の職員」を加える。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

4 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「休職中の職員」の下に「自己啓発等休業中の職員」を加える。

(福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部改正)

5 福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「休職中の職員」の下に「自己啓発等休業中の職員」を加える。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第八条 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けた職員には、当該自己啓発等休業をしている期間中、給与を支給しない。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第八条 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けた職員には、当該自己啓発等休業をしている期間中、給与を支給しない。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十八号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項中「及び福岡市」を「福岡市及び久留米市」に改め、同表一の項中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表三の項中「及び大牟田市」を「大牟田市及び久留米市」に改め、同表四の項及び五の項中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表六の項事務の欄々中「第三号」の下に「（法第六条の三第六項に係るものを除く。その(5)において同じ。）」を加え、同欄中サをキとし、ラからアマまでをムからサまでとし、同欄ナ中「（当該市内に事務所並びにすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を有する医療法人に限る。ラからマまで及びエからアまでにおいて

同じ。」を削り、同欄ナを同欄ラとし、同欄ネの次に次のように加える。

ナ 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人（当該市内に事務所並びにすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を有する医療法人に限る。ラからケまで及びテからサまでにおいて同じ。）の理事数の特例の認可（医療法人の設立の認可と同時にを行う場合を除く。）

別表六の項市町村の欄中「ツからケまで並びにコからアまでに掲げる事務を除く。」を「ツからフまで並びにエからサまでに掲げる事務を除く。」 久留米市」に改め、同表七の項事務の欄中ニをトとし、ハの次に次のように加える。

二 法第二十九条の二の二第一項の規定による精神障害者の入院措置に係る病院への移送（法第二十九条の二第二項の規定による入院措置に係るものに限る。）

ホ 法第二十九条の二の二第二項の規定による精神障害者の入院措置に係る病院への移送を行う旨の書面での通知（法第二十九条の二第一項の規定による入院措置に係るものに限る。）

へ 法第二十九条の二の二第三項の規定による精神障害者の入院措置に係る病院への移送を行う場合の行動の制限（法第二十九条の二第一項の規定による入院措置に係るものに限る。）

別表七の項市町村の欄中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表八の項から一三の項まで及び一五の項中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表一八の項中「第五条第一項」を「第十条第一項」に、「及び福岡市」を「福岡市及び久留米市」に改め、同表一九の項から二八の項までの規定中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表二九の項を削り、同表三〇の項中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同項を二九の項とし、同表三一の項を三〇の項とし、同項の次に次のように加える。

三一 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）に基づく事務のうち、同令の規定による申請書等で別に規定で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付	大牟田市
--	------

別表三二の項、三三の項及び三四の二の項中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表三五の項中「及び福岡市」を「福岡市及び久留米市」に改め、同項の次に次のように加える。

三五の二 福岡県理容師法・美容師法施行条例（平成十一年福岡県条例第四十六号）の施行のための規則に基づく事務のうち、同条例の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市
---	--------------------

別表三七の項事務の欄ト中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同項市町村の欄中「大牟田市」を「大牟田市 久留米市」に改め、同表三八の項中「久留米市にあつては口、ハ及びトに掲げる事務に限り、」を削り、「福岡市」の下に「及び久留米市」を加え、同表四三の項中「及び福岡市」を「福岡市及び久留米市」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県土地開発基金条例及び福岡県市町村振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十九号

福岡県土地開発基金条例及び福岡県市町村振興基金条例の一部を改正する

条例

（福岡県土地開発基金条例の一部改正）

第一条 福岡県土地開発基金条例（昭和四十四年福岡県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（処分）

第七条 知事は、特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

（福岡県市町村振興基金条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村振興基金条例（昭和四十五年福岡県条例第十六号）の一部を次の

ように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(処分)

第四条 知事は、特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十号

福岡県安全・安心まちづくり条例

目次

第一章 総則(第一条・第十条)

第二章 暴力団排除活動の推進(第十一条)

第三章 学校等における児童等の安全の確保等(第十二条・第十四条)

第四章 犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の普及(第十五条・第十六条)

第五章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等(第十七条・第二十一条)

第六章 雑則(第二十二條・第二十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民が生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全で安心して暮らすことができる地域社会づくり(以下「安全・安心まちづくり」といふ。)に関して基本理念を定め、県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、安全・安心まちづく

りを推進し、もって安全で安心な県民生活を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 安全・安心まちづくりは、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識を基本として、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「県民等」といふ。)が、犯罪の防止その他の安全・安心まちづくりを実現するための活動に自主的に取り組むことを通じ、互いに支え合う良好な地域社会の形成が図られること及び犯罪の防止に配慮した環境の整備が行われることにより、推進されなければならない。

2 安全・安心まちづくりは、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の役割)

第三条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協力して、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

第四条 警察本部長は、市町村及び県民等との協働により、安全・安心まちづくりを実現するための活動を推進するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、安全・安心まちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに係る地域での自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、犯罪による被害を受けている者又は受けるおそれがある者を認めた場合は、警察官への通報等を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、安全・安心まちづくりについて理解を深め、その事業活動を行うに当たり、従業員、顧客等が犯罪の被害を受けることがないよう努めるとともに、安全・安心まちづくりに係る自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第七条 県は、安全・安心まちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、県民等が安全・安心まちづくりのための活動を効果的に推進できるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等が安全・安心まちづくりのための活動を効果的に推進できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、市町村及び県民等と連携し、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第十条 県は、県民等が安全・安心まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

第二章 暴力団排除活動の推進

第十一条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）の構成員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、県民等が暴力団排除の意識を持ち、暴力団排除活動を行うことができるよう、必要な施策その他の暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

第三章 学校等における児童等の安全の確保等

(学校等における安全の確保)

第十二条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の幼児、児童、生徒に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。

）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務

を目的とするもの（以下「学校等」という。）における幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保のための指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づく措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第十三条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、児童等の通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全確保のための指針を定めるものとする。

2 学校等の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づく措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における安全対策の推進体制の整備)

第十四条 学校等の管理者は、必要があると認めるときは、その所在する地域を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者及び地域における犯罪を防止するための活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等及び通学路等における安全対策を推進するための体制を整備するものとする。

第四章 犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の普及

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第十五条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づく必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第十六条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を建築しようとする者及び当該住宅の設計者は、前項の指針に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、住宅を所有し、又は管理する者及び住宅の居住者に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第五章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等

(犯罪の防止に配慮した商業施設の整備)

第十七条 知事及び公安委員会は、共同して、深夜営業施設（午後十一時から翌日の午前四時までの間において営業する施設であつて公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）及び大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 深夜営業施設又は大規模小売店舗の設置者又は管理者は、前項の指針に基づき、犯罪の防止に配慮した構造又は設備を有する施設を整備し、犯罪の防止に配慮した管理を行うよう努めるものとする。

3 警察署長は、前項に掲げる者に対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯責任者の設置)

第十八条 前条第二項に規定する者は、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するため、事業所ごとに防犯に関する責任者を置くよう努めるものとする。

2 前項の責任者は、当該事業所において、防犯設備の維持及び管理、従業員に対する防犯に関する指導その他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(防犯設備業者の協力)

第十九条 防犯設備又は建物錠等（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第五条に規定する建物錠等をいう。）の製造、輸入、販売又は施工を業とする者（以下「防犯設備業者等」という。）は、優良な防犯設備の普及等を通じ、県が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、防犯設備業者等に対し、安全・安心まちづくりに関する施策について、情報の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車及び自転車の普及)

第二十条 自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び自転車（同項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の販売を業とする者は、犯罪による被害を防止するため、購入者に対し、日常の管理方法及び盗難を防止するための装置等に関する情報の提供（自転車の販売を業とする者にあつては、防犯登録の勧奨を含む。）に努めるものとする。

2 県は、自動車及び自転車の販売を業とする者に対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及)

第二十一条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪による被害を防止するため、自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、日常の管理方法及び盗難を防止するための装置等に関する情報の提供に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、自動販売機に係る補助錠等の装備その他の犯罪の防止に配慮した措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者に対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第六章 雑則

(指針の公表)

第二十二条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第一項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県食肉衛生検査所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十一号

福岡県食肉衛生検査所設置条例等の一部を改正する条例

(福岡県食肉衛生検査所設置条例の一部改正)

第一条 福岡県食肉衛生検査所設置条例(昭和六十年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「及び大牟田市」を、「大牟田市及び久留米市」に改める。

(福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び大牟田市」を、「大牟田市及び久留米市」に改める。

(福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県久留米保健福祉環境事務所の項及び別表第二福岡県久留米保健所の項中「久留米市 大川市」を「大川市」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十二号

福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「失わない者」の下に「(以下「ただし書該当者」という。)(」を加える。

第十三条第一項中「加入期間(」の下に「ただし書該当者にあつては、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間(第三項において「口数追加期間」という。)

」を加え、同条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、

同条第三項中「その扶養する心身障害者の死亡時において、第十六条第一項第二号ただし書の規定に該当するため、重度障害となつたが加入者としての資格を失っていない者」を「ただし書該当者」に、「その死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間

(以下この項において「口数追加期間」という。)(」を「口数追加期間」に改め、同項

第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」

に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十三条の二第二項中「期間(」の下に「ただし書該当者にあつては、脱退した日ま

で継続する口数追加加入者であつた期間(以下次項及び第四項において「口数追加期間

」という。)(」を加え、同項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二

号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」

に改め、同条第三項中「口数追加加入者」を「口数追加加入者(ただし書該当者を除

く。)(」に、「脱退した日まで継続する口数追加加入者であつた期間(以下この項及

び第四項において「口数追加期間」という。)(」を「口数追加期間」に改め、同項第一

号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」

に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十四条第二項中「前条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第六条関係) 掛金額表

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたとき

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金月額
三五歳未満の者	九、三〇〇円
三五歳以上四〇歳未満の者	一、四〇〇円
四〇歳以上四五歳未満の者	一、四〇〇円
四五歳以上五〇歳未満の者	一、七〇〇円
五〇歳以上五五歳未満の者	一、八〇〇円
五五歳以上六〇歳未満の者	二〇、七〇〇円

六〇歳以上六五歳未満の者

一三、三〇〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(掛金額に係る経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、改正前の福岡県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつてこの条例の施行後に改正後の福岡県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第四条第二項の規定により、新条例の制度に加入したもの(以下「改正前加入者」という。)(のうち、昭和五十五年四月一日以後に加入した者であつて加入者となつたときの年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に加入者となつた者であつて加入者となつたときの年齢が四十五歳未満であつたもの)に対する新条例第六条第一項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「附則別表一」とする。

3 この条例の施行の日の前日までに旧条例第五条の三第二項の規定による口数の追加の承認を得た者(以下「口数追加加入者」という。)(に対する新条例第六条第二項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「附則別表一」とする。

4 改正前加入者のうち第二項に規定する者以外のものに対する新条例第六条第一項の規定の適用については、同項中「加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和六十一年四月一日における」と、「別表」とあるのは「附則別表二」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。

(弔慰金に係る経過措置)

5 改正前加入者に対する新条例第十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

6 口数追加加入者に対する新条例第十三条第三項の規定の適用については、同項第一

号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同項第二号中「十二万円」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

(脱退一時金に係る経過措置)

7 改正前加入者に対する新条例第十三条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

8 口数追加加入者に対する新条例第十三条の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、同項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

9 口数追加加入者が、口数の減少の申出をした場合の新条例第十三条の二第四項の規定の適用については、同項第一号中「応じた号に掲げる額」とあるのは「応じて、福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年福岡県条例第七十二号)附則第七項の規定により読み替えて適用する額」と、同項第二号中「応じた号に掲げる額」とあるのは「応じて、福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する額」とする。

(従前の給付)

10 この条例の施行の日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに改正前加入者又は口数追加加入者からの申出による脱退及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表一

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金月額
三五歳未満の者	五、六〇〇円
三五歳以上四〇歳未満の者	六、九〇〇円
四〇歳以上四五歳未満の者	八、七〇〇円
四五歳以上五〇歳未満の者	一〇、六〇〇円
五〇歳以上五五歳未満の者	一一、六〇〇円
五五歳以上六〇歳未満の者	一二、八〇〇円

附則別表一

六〇歳以上六五歳未満の者	一四、五〇〇円
昭和六一年四月一日現在における年齢区分	掛金月額
三五歳未満の者	五、六〇〇円
三五歳以上四〇歳未満の者	六、九〇〇円
四〇歳以上四五歳未満の者	八、七〇〇円
四五歳以上の者	一〇、六〇〇円

福岡県公書紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十二号

福岡県公書紛争処理条例の一部を改正する条例

福岡県公書紛争処理条例（昭和四十五年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「認めるときは」の下に「規則で定めるところにより」を加え、同条を第七条とする。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第一項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

第五条第三項中「申請手数料」を「手数料」に、「申請時において納付した申請手数料の額の差額」を「増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一号中「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料」を「費用」に改め、同条第三号中「仲介委員」を「あつせん委員」に改め、「仲裁委員」の下に「専門

調査員」を加え、「鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料」を「費用」に改め、同条第四号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（専門調査員）

第四条 審査会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門調査員を置く。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

2 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「第五条」を「第六条」に改める。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十四号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「又は第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改め、「用途地域」の下に「等」を加え、同表三〇の項の次に次のように加える。

三〇の二	建築基準法第六十八条の三第七項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外	開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外	一件につき 一七、 円	申請のとき
------	--	------------------------------	-------------------	-------

限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	に係る認定申請手数料
----------------------	------------

別表備考三中「第八十一条第二項」を「第八十一条第四項」に改め、同表備考四中「第八十二条の六」を「第八十二条の五」に、「第八十一条第一項ただし書」を「第八十一条第二項第一号ロ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県条例第七十五号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び

受講料条例の一部を改正する条例

(福岡県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号中「九千九百円」を「九千九百円」に改め、同条第二号イ中「二千五百円」を「二千六百円」に改め、同条第三号中「九千九百円」を「九千九百円」に改める。

(福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項及び第三項中「第九条第三項」を「第十二条第三項」に改める。
 第二条の表受講料の項中「二百九十円」を「三百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校又は県立中等教育学校の後期課程に在学する者に係る授業料の額については、第一条の規定による改正後の福岡県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、転学、転籍又は編入学をする者に係る授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県条例第七十六号

福岡県知事 麻生 渡

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例

(地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部改正)

第一条 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和二十三年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 本則中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、第一号中「小学校、学校教育法第三章の規定による」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校及び」に改める。

(福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項及び第八条第一項第二号中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

(福岡県ぶぐ取扱条例の一部改正)

第三条 福岡県ぶぐ取扱条例(昭和五十三年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条及び附則第五項中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改め、同条第二号イ

中「第七十九条」を「第二十五条」に改め、「幼稚園の」の下に「教育課程その他の」を加え、同号口(1)並びに同条第三号及び第四号中「第七十八条各号」を「第二十三号各号」に改める。

(福岡県退職年金条例の一部改正)

第五条 福岡県退職年金条例(昭和二十六年福岡県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十三号中「第九十八条第一項」を「附則第三条第一項」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の項(1)中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第六十七条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第二百二十条第一項中「中等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育」に改める。

第二百二十条の二第一項中「心身の発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改める。

育」を「高度な普通教育」に改める。

第二百二十条の三第一項中「心身の発達」の下に「及び進路」を加え、「中等普通教育並びに高等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育」に改める。

(福岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正)

第八条 福岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和四十九年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

(福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例の一部改正)

第九条 福岡県立大学看護教員養成修学資金貸与条例(平成十二年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第十条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十七号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

214,100	275,200	172,600	215,700
215,900	277,900	174,800	217,700
217,700	280,600		
219,500	283,300	177,100	219,600
		179,600	222,300
221,400	285,900	182,100	225,000
223,200	288,600	184,600	227,700
225,000	291,300		
226,800	294,000	187,100	230,500
		188,800	233,400
228,700	296,500	190,500	236,300
230,500	299,200	192,200	239,200
232,300	301,900		
234,100	304,600	193,700	242,000
		195,400	244,900
235,800	307,100	197,100	247,800
237,600	309,600	198,800	250,700
239,400	312,100		
241,200	314,600	200,300	253,600
		202,000	256,300
242,900	317,000	203,700	259,000
244,700	319,200	205,400	261,700
246,500	321,400		
248,300	323,600	207,000	264,400
		208,800	267,100
250,000	325,900	210,600	269,800
251,700	328,100	212,400	272,500
253,400	330,300		

別表第一イの表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
147,000	190,500
148,500	192,200
150,000	193,900
151,500	195,600
153,100	197,400
154,900	199,100
156,700	200,800
158,500	202,500
160,300	204,300
162,300	206,200
164,300	208,100
166,300	210,000
168,200	211,700
170,400	213,700

第十三条第三項中「扶養親族である配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十四・五」を「百分の十四・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五（管理職手当の支給を受ける職として指定された職（別表第四八の表五級の項第一号若しくは六級の項第二号に定める職又はこれらに相当する職として知事が別に定めるものを除く。）を占める職員（特定幹部職員を除く。）にあつては百分の七十二・五、」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十二・五」に改める。

254,200	330,300
255,800	332,500
257,400	334,700
259,000	336,900
260,600	339,100
262,100	341,300

に改め、別表第一ロの表中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400

216,300	276,300	172,500	216,000
218,100	278,900	174,700	218,000
219,900	281,500	176,900	220,000
221,700	284,100	179,200	221,900
		181,800	224,600
223,600	286,600	184,300	227,300
225,400	289,200	186,800	230,000
227,200	291,700		
229,000	294,200	189,300	232,800
		191,000	235,700
230,900	296,500	192,700	238,600
232,600	299,200	194,400	241,500
234,300	301,900		
236,000	304,600	195,900	244,300
		197,600	247,100
237,600	307,100	199,300	249,900
239,300	309,600	201,000	252,700
241,000	312,100		
242,700	314,600	202,500	255,500
		204,200	258,100
244,300	317,000	205,900	260,700
246,000	319,200	207,600	263,300
247,700	321,400		
249,400	323,600	209,200	265,900
		211,000	268,500
251,000	325,900	212,800	271,100
252,600	328,100	214,600	273,700

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
148,800	192,800
150,300	194,500
151,800	196,200
153,300	197,900
154,900	199,700
156,800	201,400
158,600	203,100
160,400	204,800
162,200	206,600
164,300	208,500
166,300	210,400
168,300	212,300
170,300	214,000

154,900	172,800	298,400	238,500	280,600	394,400				154,900	172,900	301,500
156,800	175,000	301,500	240,300	283,300	395,900	200,200	219,600	357,400	156,700	175,100	304,600
158,600	177,200	304,600				201,900	222,300	359,300	158,500	177,300	307,700
160,400	179,400	307,700	241,900	285,900	397,500	203,600	225,000	361,200			
			243,700	288,600	398,900	205,300	227,700	363,100	160,300	179,600	310,700
162,200	181,700	310,700	245,500	291,300	400,300				162,300	182,300	313,600
164,300	184,500	313,600	247,300	294,000	401,700	206,800	230,500	364,900	164,300	185,000	316,500
166,300	187,200	316,500				208,500	233,400	366,700	166,300	187,700	319,400
168,300	189,900	319,400	249,000	296,500	403,200	210,200	236,300	368,500			
			250,600	299,200	404,600	211,900	239,200	370,300	168,200	190,500	322,300
170,300	192,800	322,300	252,200	301,900	406,000				170,400	192,200	324,600
172,500	194,500	324,600	253,800	304,600	407,400	213,500	242,000	372,200	172,600	193,900	326,900
174,700	196,200	326,900				215,200	244,900	373,800	174,800	195,600	329,200
176,900	197,900	329,200	255,500	307,100	408,700	216,900	247,800	375,400			
			257,100	309,600	410,100	218,600	250,700	377,000	177,100	197,400	331,500
179,200	199,700	331,500	258,700	312,100	411,500				179,600	199,100	333,800
181,800	201,400	333,800	260,300	314,600	412,900	220,400	253,600	378,700	182,100	200,800	336,100
184,300	203,100	336,100				222,200	256,300	380,300	184,600	202,500	338,400
186,800	204,800	338,400				224,000	259,000	381,900			
						225,800	261,700	383,500	187,100	204,300	340,700
189,300	206,600	340,700							188,800	206,200	343,000
191,000	208,500	343,000				227,700	264,400	385,100	190,500	208,100	345,300
192,700	210,400	345,300				229,500	267,100	386,700	192,200	210,000	347,600
194,400	212,300	347,600				231,300	269,800	388,300			
			148,800	164,400	286,300	233,100	272,500	389,900	193,700	211,700	349,800
195,900	214,000	349,800	150,300	166,500	289,400				195,300	213,700	351,700
197,500	216,000	351,700	151,800	168,600	292,500	234,900	275,200	391,400	196,900	215,700	353,600
199,100	218,000	353,600	153,300	170,800	295,600	236,700	277,900	392,900	198,500	217,700	355,500

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
153,300	170,800	295,600

153,800	212,600	252,600				238,400	278,900	392,900	200,700	220,000	355,500
155,300	214,600	254,600				240,100	281,500	394,400			
156,800	216,600	256,600				241,800	284,100	395,900	202,400	221,900	357,400
158,300	218,600	258,600							204,100	224,600	359,300
						243,300	286,600	397,500	205,800	227,300	361,200
						245,000	289,200	398,900	207,500	230,000	363,100
159,700	220,400	260,500				246,700	291,700	400,300			
162,300	222,400	262,400				248,400	294,200	401,700	209,000	232,800	364,900
164,900	224,400	264,300							210,700	235,700	366,700
167,500	226,400	266,200				250,000	296,500	403,200	212,400	238,600	368,500
						251,500	299,200	404,600	214,100	241,500	370,300
170,200	228,300	268,200				253,000	301,900	406,000			
171,900	230,200	270,100				254,500	304,600	407,400	215,700	244,300	372,200
173,600	232,100	272,000							217,400	247,100	373,800
175,300	234,000	273,900				256,100	307,100	408,700	219,100	249,900	375,400
						257,600	309,600	410,100	220,800	252,700	377,000
176,800	235,700	275,800				259,100	312,100	411,500			
178,600	237,300	277,700				260,500	314,600	412,900	222,600	255,500	378,700
180,400	238,900	279,600							224,400	258,100	380,300
182,200	240,500	281,500							226,200	260,700	381,900
						142,800	198,000	236,600	228,000	263,300	383,500
						144,100	199,800	238,600			
183,800	242,100	283,200				145,400	201,600	240,600			
185,300	243,700	285,100				146,700	203,400	242,600	229,900	265,900	385,100
186,800	245,300	287,000							231,600	268,500	386,700
188,300	246,900	288,900				148,000	205,000	244,600	233,300	271,100	388,300
						149,500	206,900	246,600	235,000	273,700	389,900
189,600	248,400	290,600				151,000	208,800	248,600			
190,900	250,000	292,400				152,500	210,700	250,600	236,700	276,300	391,400

別表第二中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

に改める。

187,300	244,000	285,100	148,500	205,400	243,400	218,800	280,200	328,800	192,200	251,600	294,200
188,800	245,500	287,000				219,900	281,200	329,800	193,500	253,200	296,000
190,300	247,100	288,900	149,800	207,000	245,300	221,000	282,200	330,800			
			151,300	208,900	247,200	222,100	283,200	331,800	194,900	254,600	297,900
191,600	248,400	290,600	152,800	210,800	249,000				196,200	256,000	299,600
192,900	250,000	292,400	154,400	212,700	250,800	223,000	284,200	332,700	197,500	257,400	301,300
194,200	251,600	294,200				224,100	285,100	333,500	198,800	258,800	303,000
195,500	253,200	296,000	155,700	214,600	252,600	225,200	286,000	334,300			
			157,200	216,500	254,600	226,300	286,900	335,100	200,000	260,100	304,700
196,900	254,600	297,900	158,700	218,400	256,600				201,300	261,500	306,400
198,200	256,000	299,600	160,200	220,300	258,600				202,600	262,900	308,100
199,500	257,400	301,300							203,900	264,300	309,800
200,800	258,800	303,000	161,600	222,000	260,500						
			164,300	223,900	262,400				205,100	265,600	311,300
202,000	260,100	304,700	166,900	225,800	264,300				206,300	266,900	312,900
203,300	261,500	306,400	169,500	227,700	266,200				207,500	268,200	314,500
204,600	262,900	308,100							208,700	269,500	316,100
205,900	264,300	309,800	172,200	229,500	268,200						
			173,900	231,300	270,100				210,000	270,600	317,800
207,100	265,600	311,300	175,600	233,100	272,000				211,100	271,900	319,400
208,200	266,900	312,900	177,300	234,900	273,900				212,200	273,200	321,000
209,300	268,200	314,500							213,300	274,500	322,600
210,400	269,500	316,100	178,800	236,500	275,800						
			180,600	238,000	277,700				214,400	275,700	324,100
211,600	270,600	317,800	182,400	239,500	279,600				215,500	276,800	325,300
212,600	271,900	319,400	184,200	241,000	281,500				216,600	277,900	326,500
213,600	273,200	321,000							217,700	279,000	327,700
214,600	274,500	322,600	185,800	242,500	283,200						

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500

165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400

別表第三中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500

215,600	275,700	324,100
216,600	276,800	325,300
217,600	277,900	326,500
218,600	279,000	327,700
219,600	280,200	328,800
220,600	281,200	329,800
221,600	282,200	330,800
222,600	283,200	331,800
223,400	284,200	332,700
224,400	285,100	333,500
225,400	286,000	334,300
226,500	286,900	335,100

に改める。

165,100	202,400	238,700	266,500	223,200	271,300	311,700	338,500	198,100	239,300	277,100	309,100
				224,300	272,600	313,000	339,200	199,400	241,000	278,800	310,800
167,000	204,000	240,300	268,200	225,400	273,900	314,300	339,900				
168,900	205,700	241,900	270,100	226,500	275,200	315,600	340,600	200,600	242,600	280,500	312,600
170,800	207,400	243,500	272,000					201,800	244,200	282,200	314,300
172,700	209,100	245,100	273,900					203,000	245,800	283,900	316,000
								204,200	247,400	285,600	317,700
				を							
174,600	210,600	246,700	275,700	1 級	2 級	3 級	4 級				
176,100	212,200	248,300	277,600	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	205,500	249,000	287,300	319,200
177,600	213,800	249,800	279,500	円	円	円	円	206,700	250,600	289,000	320,800
179,100	215,400	251,300	281,400	140,300	178,200	213,600	241,900	207,900	252,200	290,700	322,400
				141,700	179,800	215,200	243,500	209,100	253,800	292,400	324,000
180,700	217,000	252,800	283,400	143,100	181,400	216,800	245,100				
182,200	218,600	254,500	285,300	144,500	183,000	218,400	246,700	210,300	255,400	293,900	325,500
183,700	220,200	256,200	287,200					211,400	256,800	295,500	326,800
185,200	221,800	257,900	289,100					212,500	258,200	297,100	328,100
				145,700	184,500	220,000	248,300	213,600	259,600	298,700	329,400
186,800	223,400	259,600	291,100	147,500	186,100	221,700	249,900				
188,100	225,100	261,400	293,000	149,200	187,700	223,400	251,500	214,700	260,900	300,100	330,500
189,400	226,800	263,200	294,900	150,900	189,300	225,100	253,100	215,800	262,300	301,600	331,600
190,700	228,500	265,000	296,800					216,900	263,700	303,100	332,700
				152,600	190,900	226,800	254,700	218,000	265,100	304,600	333,800
192,100	230,300	266,600	298,600	154,300	192,600	228,600	256,300				
193,500	231,900	268,400	300,400	156,000	194,300	230,400	257,800	219,100	266,300	306,200	334,700
194,900	233,500	270,200	302,200	157,800	196,000	232,100	259,300	220,100	267,600	307,600	335,700
196,300	235,100	272,000	304,000					221,100	268,900	309,000	336,700
				159,300	197,600	233,900	260,800	222,100	270,200	310,400	337,700
197,500	236,800	273,700	305,700	161,200	199,200	235,500	262,700				
				163,200	200,800	237,100	264,600				

第二十一条第二項第一号中「百分の七十七・五（管理職手当の支給を受ける職とし
 時間条第二項第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定
 する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）」を加える。

第十八条中「八時間」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、八時間に勤務
 の四・二五）に改め、同項第五号中「百分の二・七五」を「百分の三」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十四・五」を「百分の十六」に改め、同項第
 二号中「百分の十二」を「百分の十三」に改め、同項第四号中「百分の四」を「百分
 の四・二五」に改め、同項第五号中「百分の二・七五」を「百分の三」に改める。

第八条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員
 を」占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十七・五（管理職手当の支給を受ける職とし
 時間条第二項第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定
 する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）」を加える。

223,600	271,300	311,700	338,500	198,800	238,400	275,400	307,400
224,600	272,600	313,000	339,200	200,100	240,000	277,100	309,100
225,600	273,900	314,300	339,900	201,400	241,600	278,800	310,800
226,700	275,200	315,600	340,600	202,600	243,100	280,500	312,600
				203,800	244,600	282,200	314,300
				205,000	246,100	283,900	316,000
				206,200	247,600	285,600	317,700
				207,500	249,000	287,300	319,200
				208,600	250,600	289,000	320,800
				209,700	252,200	290,700	322,400
				210,800	253,800	292,400	324,000
				211,900	255,400	293,900	325,500
				212,900	256,800	295,500	326,800
				213,900	258,200	297,100	328,100
				214,900	259,600	298,700	329,400
				215,900	260,900	300,100	330,500
				216,900	262,300	301,600	331,600
				217,900	263,700	303,100	332,700
				218,900	265,100	304,600	333,800
				219,900	266,300	306,200	334,700
				220,800	267,600	307,600	335,700
				221,700	268,900	309,000	336,700
				222,600	270,200	310,400	337,700

に改める。

て指定された職（別表第四八の表五級の項第一号若しくは六級の項第二号に定める職又はこれらに相当する職として知事が別に定めるものを除く。）を占める職員（特定幹部職員を除く。）にあつては百分の七十二・五、特定幹部職員にあつては百分の九十二・五」を「百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第一条の規定（福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）第二十一条第二項第一号の改正規定を除く。）による改正後の学校職員給与条例の規定 平成十九年四月一日
- 二 第一条の規定による改正後の学校職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定 平成十九年十二月一日

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

第二条 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の学校職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第一条の規定による改正前の学校職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との

権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条 第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十八号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、」を「六千五百円（」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十二条第三項中「扶養親族である配偶者の」を「配偶者の」に、「」について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者でない職員となつた」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「百分の十四」を「百分の十四・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に改める。

228,800	244,300	265,900	313,300	185,300	205,000	228,700	267,000
				187,700	206,900	230,500	269,000
230,400	245,900	267,400	315,200	190,100	208,800	232,300	271,000
231,900	247,500	269,200	317,100	192,500	210,700	234,100	273,000
233,400	249,100	271,000	319,000				
234,900	250,700	272,800	320,900	195,000	212,400	235,900	274,900
				196,800	214,200	237,400	277,000
236,400	252,200	274,500	322,800	198,600	216,000	238,900	279,100
237,800	253,800	276,200	324,700	200,400	217,800	240,400	281,200
239,200	255,400	277,900	326,600				
240,600	257,000	279,600	328,500	202,300	219,500	241,900	283,100
				204,100	221,200	243,600	285,300
241,800	258,500	281,400	330,300	205,900	222,900	245,300	287,500
243,400	260,100	283,100	332,000	207,700	224,600	247,000	289,700
245,000	261,700	284,800	333,700				
246,600	263,300	286,500	335,400	209,600	226,200	248,500	292,000
				211,400	228,000	250,100	294,000
248,100	264,700	288,200	337,100	213,200	229,800	251,700	296,000
249,700	266,500	290,000	338,900	215,000	231,600	253,300	298,000
251,300	268,300	291,800	340,700				
252,900	270,100	293,600	342,500	216,700	233,200	254,800	299,900
				218,400	234,800	256,400	301,800
254,400	271,700	295,200	344,100	220,100	236,400	258,000	303,700
255,800	273,400	297,000	345,800	221,800	238,000	259,600	305,600
257,200	275,100	298,800	347,500				
258,600	276,800	300,600	349,200	223,400	239,500	261,100	307,600
				225,200	241,100	262,700	309,500
260,000	278,400	302,200	350,900	227,000	242,700	264,300	311,400

別表第一中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400

231,000	246,300	266,600	313,300	187,500	207,300	231,000	268,300
				189,900	209,200	232,800	270,200
232,600	247,800	268,000	315,200	192,300	211,100	234,600	272,100
234,100	249,200	269,700	317,100	194,700	213,000	236,400	274,000
235,600	250,700	271,400	319,000				
237,100	252,200	273,000	320,900	197,200	214,700	238,200	275,700
				199,000	216,500	239,700	277,600
238,600	253,600	274,500	322,800	200,800	218,300	241,200	279,500
239,900	255,100	276,200	324,700	202,600	220,100	242,700	281,400
241,200	256,600	277,900	326,600				
242,500	258,100	279,600	328,500	204,500	221,800	244,200	283,100
				206,300	223,500	245,800	285,300
243,600	259,500	281,400	330,300	208,100	225,200	247,400	287,500
245,000	261,000	283,100	332,000	209,900	226,900	249,000	289,700
246,500	262,500	284,800	333,700				
248,000	264,000	286,500	335,400	211,800	228,500	250,400	292,000
				213,600	230,300	251,800	294,000
249,400	265,300	288,200	337,100	215,400	232,100	253,300	296,000
250,900	267,000	290,000	338,900	217,200	233,900	254,800	298,000
252,400	268,700	291,800	340,700				
253,900	270,300	293,600	342,500	218,900	235,500	256,200	299,900
				220,600	237,100	257,700	301,800
255,300	271,700	295,200	344,100	222,300	238,700	259,200	303,700
256,600	273,400	297,000	345,800	224,000	240,300	260,700	305,600
257,900	275,100	298,800	347,500				
259,200	276,800	300,600	349,200	225,600	241,800	262,100	307,600
				227,400	243,300	263,600	309,500
260,500	278,400	302,200	350,900	229,200	244,800	265,100	311,400

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400
166,600	183,200	210,200	249,300
168,400	185,500	212,200	251,200
170,300	187,800	214,200	253,100
172,000	190,000	216,300	254,800
173,700	192,600	218,100	256,700
175,400	195,100	219,900	258,600
177,100	197,600	221,700	260,400
179,000	200,000	223,600	262,100
181,100	201,800	225,500	263,700
183,200	203,600	227,400	265,300
185,300	205,400	229,300	266,800

153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600
159,700	220,400	260,500
162,300	222,400	262,400
164,900	224,400	264,300
167,500	226,400	266,200
170,200	228,300	268,200
171,900	230,200	270,100
173,600	232,100	272,000
175,300	234,000	273,900
176,800	235,700	275,800
178,600	237,300	277,700
180,400	238,900	279,600
182,200	240,500	281,500
183,800	242,100	283,200
185,300	243,700	285,100
186,800	245,300	287,000
188,300	246,900	288,900
189,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200

別表第二中

261,900	280,000	304,000	352,600
263,300	281,600	305,800	354,300
264,700	283,200	307,600	356,000

に改める。

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

190,300	247,100	288,900	149,800	207,000	245,300	219,900	281,200	329,800	193,500	253,200	296,000
			151,300	208,900	247,200	221,000	282,200	330,800			
191,600	248,400	290,600	152,800	210,800	249,000	222,100	283,200	331,800	194,900	254,600	297,900
192,900	250,000	292,400	154,400	212,700	250,800				196,200	256,000	299,600
194,200	251,600	294,200				223,000	284,200	332,700	197,500	257,400	301,300
195,500	253,200	296,000	155,700	214,600	252,600	224,100	285,100	333,500	198,800	258,800	303,000
			157,200	216,500	254,600	225,200	286,000	334,300			
196,900	254,600	297,900	158,700	218,400	256,600	226,300	286,900	335,100	200,000	260,100	304,700
198,200	256,000	299,600	160,200	220,300	258,600				201,300	261,500	306,400
199,500	257,400	301,300							202,600	262,900	308,100
200,800	258,800	303,000	161,600	222,000	260,500				203,900	264,300	309,800
			164,300	223,900	262,400						
202,000	260,100	304,700	166,900	225,800	264,300				205,100	265,600	311,300
203,300	261,500	306,400	169,500	227,700	266,200				206,300	266,900	312,900
204,600	262,900	308,100							207,500	268,200	314,500
205,900	264,300	309,800	172,200	229,500	268,200				208,700	269,500	316,100
			173,900	231,300	270,100						
207,100	265,600	311,300	175,600	233,100	272,000				210,000	270,600	317,800
208,200	266,900	312,900	177,300	234,900	273,900				211,100	271,900	319,400
209,300	268,200	314,500							212,200	273,200	321,000
210,400	269,500	316,100	178,800	236,500	275,800				213,300	274,500	322,600
			180,600	238,000	277,700						
211,600	270,600	317,800	182,400	239,500	279,600				214,400	275,700	324,100
212,600	271,900	319,400	184,200	241,000	281,500				215,500	276,800	325,300
213,600	273,200	321,000							216,600	277,900	326,500
214,600	274,500	322,600	185,800	242,500	283,200				217,700	279,000	327,700
			187,300	244,000	285,100						
215,600	275,700	324,100	188,800	245,500	287,000				218,800	280,200	328,800

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400

161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000

別表第三イの表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700

216,600	276,800	325,300
217,600	277,900	326,500
218,600	279,000	327,700
219,600	280,200	328,800
220,600	281,200	329,800
221,600	282,200	330,800
222,600	283,200	331,800
223,400	284,200	332,700
224,400	285,100	333,500
225,400	286,000	334,300
226,500	286,900	335,100

に改める。

161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000

222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800

195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700

160,100	191,300	237,100	262,000	222,600	270,200	310,400	337,700	197,500	236,800	273,700	305,700
161,600	193,600	238,600	263,600					198,800	238,400	275,400	307,400
				223,600	271,300	311,700	338,500	200,100	240,000	277,100	309,100
162,900	196,000	240,000	265,300	224,600	272,600	313,000	339,200	201,400	241,600	278,800	310,800
164,500	197,400	241,500	266,900	225,600	273,900	314,300	339,900				
166,100	198,800	243,000	268,500	226,700	275,200	315,600	340,600	202,600	243,100	280,500	312,600
167,700	200,200	244,500	270,100					203,800	244,600	282,200	314,300
								205,000	246,100	283,900	316,000
169,100	201,600	245,800	271,700					206,200	247,600	285,600	317,700
171,100	203,100	247,200	273,300								
173,100	204,600	248,600	274,900					207,500	249,000	287,300	319,200
175,100	206,100	250,000	276,500					208,600	250,600	289,000	320,800
								209,700	252,200	290,700	322,400
177,200	207,500	251,400	278,100					210,800	253,800	292,400	324,000
179,300	209,000	252,900	279,600								
181,400	210,500	254,400	281,100					211,900	255,400	293,900	325,500
183,500	212,000	255,900	282,600					212,900	256,800	295,500	326,800
								213,900	258,200	297,100	328,100
185,600	213,400	257,400	284,200					214,900	259,600	298,700	329,400
187,800	215,100	259,000	285,800								
190,000	216,800	260,600	287,400					215,900	260,900	300,100	330,500
192,200	218,500	262,200	289,000					216,900	262,300	301,600	331,600
								217,900	263,700	303,100	332,700
194,300	220,000	263,900	290,400					218,900	265,100	304,600	333,800
195,600	221,700	265,500	292,200								
196,900	223,400	267,100	294,000					219,900	266,300	306,200	334,700
198,200	225,100	268,700	295,800					220,800	267,600	307,600	335,700
								221,700	268,900	309,000	336,700

に改め、
別表第三口の表中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400

154,700	182,600	231,100	255,900	231,200	260,700	305,200	332,800	199,400	226,900	270,300	297,400
156,200	184,700	232,900	257,200					200,700	228,400	271,900	299,100
157,600	186,800	234,700	258,500	232,600	262,400	306,700	334,300	202,000	229,900	273,500	300,800
				234,000	264,000	308,100	335,700	203,300	231,400	275,100	302,500
159,000	188,900	236,300	259,800	235,400	265,600	309,500	337,100				
160,500	191,300	237,800	261,200	236,800	267,200	310,900	338,500	204,600	232,900	276,700	304,000
162,000	193,600	239,300	262,600					205,900	234,400	278,200	305,600
163,500	195,900	240,800	264,000	238,300	268,800	312,300	339,700	207,200	235,900	279,700	307,200
				239,700	270,400	313,700	341,100	208,500	237,400	281,200	308,800
164,800	198,300	242,200	265,500	241,100	272,000	315,100	342,500				
166,500	199,700	243,600	266,900	242,500	273,600	316,500	343,900	209,900	238,800	282,800	310,400
168,100	201,100	245,000	268,500					211,300	240,200	284,300	312,000
169,700	202,500	246,400	270,100	243,900	275,200	317,700	345,100	212,700	241,600	285,800	313,600
				245,300	276,700	319,000	346,400	214,100	243,000	287,300	315,200
171,200	203,900	247,700	271,700	246,700	278,200	320,300	347,700				
173,200	205,400	249,000	273,300	248,100	279,700	321,600	349,000	215,300	244,300	288,900	316,800
175,200	206,900	250,300	274,900					216,700	245,700	290,500	318,300
177,200	208,400	251,600	276,500	249,400	281,300	322,900	350,200	218,100	247,100	292,100	319,800
				250,900	282,800	324,200	351,400	219,500	248,500	293,700	321,300
179,400	209,800	252,800	278,100	252,400	284,300	325,500	352,600				
181,500	211,300	254,200	279,600	253,900	285,800	326,800	353,800	220,900	249,900	295,100	322,800
183,600	212,800	255,600	281,100					222,400	251,400	296,600	324,300
185,700	214,300	256,900	282,600					223,900	252,900	298,100	325,800
								225,400	254,400	299,600	327,300
187,800	215,700	258,200	284,200								
190,000	217,400	259,600	285,800					226,700	255,900	301,000	328,600
192,200	219,100	261,000	287,400					228,200	257,500	302,400	330,000
194,400	220,800	262,400	289,000					229,700	259,100	303,800	331,400

を

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700

別表第四中

改める。

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000

227,600	255,200	299,600	327,300	196,500	222,300	263,900	290,400
				197,800	224,000	265,500	292,200
228,900	256,600	301,000	328,600	199,100	225,700	267,100	294,000
230,300	258,100	302,400	330,000	200,400	227,400	268,700	295,800
231,700	259,500	303,800	331,400				
233,100	260,900	305,200	332,800	201,600	229,200	270,300	297,400
				202,900	230,700	271,900	299,100
234,400	262,400	306,700	334,300	204,200	232,200	273,500	300,800
235,700	264,000	308,100	335,700	205,500	233,700	275,100	302,500
237,000	265,600	309,500	337,100				
238,300	267,200	310,900	338,500	206,800	235,200	276,700	304,000
				208,100	236,600	278,200	305,600
239,700	268,800	312,300	339,700	209,400	238,000	279,700	307,200
241,000	270,400	313,700	341,100	210,700	239,400	281,200	308,800
242,300	272,000	315,100	342,500				
243,600	273,600	316,500	343,900	212,100	240,700	282,800	310,400
				213,500	242,000	284,300	312,000
244,900	275,200	317,700	345,100	214,900	243,300	285,800	313,600
246,200	276,700	319,000	346,400	216,300	244,600	287,300	315,200
247,500	278,200	320,300	347,700				
248,800	279,700	321,600	349,000	217,500	245,800	288,900	316,800
				218,900	247,100	290,500	318,300
250,000	281,300	322,900	350,200	220,300	248,400	292,100	319,800
251,300	282,800	324,200	351,400	221,700	249,700	293,700	321,300
252,700	284,300	325,500	352,600				
254,100	285,800	326,800	353,800	223,100	251,000	295,100	322,800
				224,600	252,400	296,600	324,300
				226,100	253,800	298,100	325,800

に

198,100	272,900	151,600	212,900	245,100	308,700	203,400	280,300	157,300	220,300
		153,500	215,300	246,600	309,800			159,400	223,200
199,800	275,200	155,400	217,700	248,100	310,900	205,400	282,100	161,500	226,100
201,700	277,100	157,400	220,100			207,300	283,500	163,600	229,000
203,600	279,000			249,700	312,100	209,200	284,900		
205,500	280,900	159,200	222,400	251,200	313,200	211,100	286,300	165,800	231,700
		161,300	225,300	252,700	314,300			168,100	234,500
207,500	282,600	163,500	228,200	254,200	315,400	213,000	287,500	170,400	237,300
209,400	283,900	165,600	231,100			215,000	288,800	172,700	240,100
211,300	285,200					217,000	290,100		
213,200	286,500	167,800	233,800			219,000	291,400	174,800	243,000
		170,200	236,600					176,900	245,800
215,100	287,500	172,500	239,400			220,800	292,800	179,000	248,600
217,100	288,800	174,800	242,200			222,900	294,100	181,100	251,400
219,100	290,100					225,000	295,400		
221,100	291,400	176,900	245,100			227,100	296,700	183,100	254,300
		179,000	247,800					184,900	256,800
222,900	292,800	181,100	250,500			229,000	297,900	186,700	259,300
224,900	294,100	183,200	253,200			231,100	299,200	188,500	261,800
226,900	295,400					233,200	300,500		
228,900	296,700	185,200	256,000			235,300	301,800	190,300	264,100
		187,000	258,400					192,200	266,700
230,700	297,900	188,800	260,800			237,300	302,900	194,100	269,300
232,700	299,200	190,600	263,200			238,900	304,100	196,000	271,900
234,700	300,500					240,500	305,300		
236,700	301,800	192,400	265,400			242,100	306,500	197,700	274,300
		194,300	267,900					199,600	276,300
238,600	302,900	196,200	270,400			243,600	307,600	201,500	278,300
				150,100	210,700				

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100
148,500	208,400
150,100	210,700

240,100	304,100
241,600	305,300
243,100	306,500
244,500	307,600
245,900	308,700
247,300	309,800
248,700	310,900
250,200	312,100
251,600	313,200
253,000	314,300
254,400	315,400

に改める。

第二条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条の二中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「百分の十四・五」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「百分の十二」を「百分の十三」に改め、同項第四号中「百分の四」を「百分の四・二五」に改め、同項第五号中「百分の二・七五」を「百分の三」に改める。

第十七条中「八時間」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八時間に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)」を加える。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改める。

第二十三条の二第二項及び第二十三条の二の二第三項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 第一条の規定(福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「警察職員給与条例」という。)(第二十一条第二項第一号の改正規定を除く。))による改正後の警察職員給与条例の規定 平成十九年四月一日

二 第一条の規定による改正後の警察職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定

平成十九年十二月一日

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

第二条 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日(次条において「施行日」という。)(の前日までの間において、第一条の規定による改正前の警察職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第一条の規定による改正前の警察職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の警察職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）